

伊豆の国市 観光基本計画

概要版



はじめに

(1) 背景

観光は、関連する産業が多岐に渡り、その裾野の広さから経済効果や雇用効果が大きく、地域活性化に寄与する、今後も成長が期待される重要な分野です。富士山の世界文化遺産登録、伊豆半島ジオパークの取組及び韮山反射炉の世界文化遺産登録に向けた取組のほか、高規格幹線道路の整備など、本市の観光を取り巻く状況は大きく変化しています。そのような中、本市のさらなる発展のために、市民、各民間企業・団体、行政などが協働し一体となって、本市の魅力を積極的かつ効果的に発信していく観光地域づくりが必要です。

(2) 目的

伊豆の国市観光基本計画では、観光による地域活性化を実現するために、次の事項について定めています。

- ① 観光による地域活性化の実現のための目標
- ② 観光による地域活性化の実現のための施策に関する基本的な方針
- ③ 観光による地域活性化の実現に当たり、市が、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ その他観光による地域活性化の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 計画の位置付け

伊豆の国市総合計画のまちづくりの基本方針である『「生き生き働く、活気に満ちた産業のあるまち」をつくる（産業・経済・労働）』を観光分野の施策により実現していく分野別計画です。

(4) 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、期間内であっても上位計画の改定、社会状況の変化等に応じて、適宜、見直すこととします。